

第41回 佐用町議会(定例)会議録 (第6日)

平成23年3月25日(金曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	6番	松 尾 文 雄		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	長 尾 富 夫	税 務 課 長	保 井 正 文
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	小 林 裕 和	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	野 村 久 雄
	生涯学習課長	福 本 美 昭	天文台公園長	黒 田 武 彦
			南光支所長	春 名 満
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	新 庄 孝
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教育課企画総務 室 長	坂 本 博 美
				教育課長の 代 理 出 席
	欠 席 者 (2名)	上月支所長	木村佳都男	教 育 課 長
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 発議第 1 号 介護保険制度の見直しに関する意見書(案)(委員長報告)
- 日程第 2 . 議案第 8 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 3 . 議案第 10 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 4 . 議案第 11 号 佐用町災害復興基金条例の制定について(委員長報告)
- 日程第 5 . 議案第 12 号 佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 6 . 議案第 13 号 佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 7 . 議案第 48 号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 8 . 議案第 15 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 9 . 議案第 16 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 10 . 議案第 32 号 平成 23 年度佐用町一般会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 11 . 議案第 33 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 12 . 議案第 34 号 平成 23 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 13 . 議案第 35 号 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 14 . 議案第 36 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 15 . 議案第 37 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 16 . 議案第 38 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 17 . 議案第 39 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 18 . 議案第 40 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 19 . 議案第 41 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 20 . 議案第 42 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 21 . 議案第 43 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 22 . 議案第 44 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 23 . 議案第 45 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 24 . 議案第 46 号 平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について(委員長報告)

- 日程第 25 . 議案第 47 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 26 . 請願第 1 号 「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する請願書 (委員長報告)
- 日程第 27 . 請願第 2 号 兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願 (委員長報告)
- 日程第 28 . 請願第 3 号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付すること (委員長報告)
- 日程第 29 . 議案第 49 号 道の駅宿場町ひらぶくの指定管理者の指定について
- 日程第 30 . 議案第 50 号 みどりの健康舎 ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について
- 日程第 31 . 議案第 51 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 32 . 議案第 52 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 33 . 議案第 53 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 34 . 議案第 54 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 35 . 議案第 55 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 36 . 議案第 56 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 37 . 議案第 57 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について
- 日程第 38 . 議案第 58 号 味わいの里三日月の指定管理者の指定について
- 日程第 39 . 議案第 59 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について
- 日程第 40 . 議案第 60 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 41 . 議案第 61 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 42 . 議案第 62 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について
- 日程第 43 . 議案第 64 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 44 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 追加日程第 1 . 発議第 2 号 取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書 (案)
- 追加日程第 2 . 発議第 3 号 県立高等学校普通科・総合学科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書 (案)

午前 09 時 32 分 開議

議長 (矢内作夫君) それでは、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席をいただきまして、苦勞さまでございます。

冒頭に、町長の方から発言の申し出がありますので、許可しております。町長、庵逄典章君。

町長 (庵逄典章君) おはようございます。開会前に報告を申し上げます。

この、私どもの、まあ一昨年の災害の後ですね、その復興のために県から派遣をいただいております山田理事、復興担当理事につきましてはですね、この度、3月11日に発生いたしました東日本、あの震災のためにですね、の、兵庫県の支援隊、支援担当としてですね、急遽、3月18日付で派遣が解かれて、併任解除がされまして、県に復帰をして、そして、兵庫県の災害対策課の被災地支援参事として、辞令が発令をされております。そういうことで、急遽でありまして、まあ、あいさつについてはできなかつたということで、後からまあ、メッセージを預かっておりますので、ご紹介申し上げますけれども、3

月 18 日付で県の方に復帰をいたしましたことを報告をいたします。

以上です。

議長（矢内作夫君） 本日、松尾文雄君から、検査入院のためということで欠席届が提出をされております。受理しておりますので報告をしておきます。

また、教育委員会の福井教育課長及び木村上月支所長の両名から、それぞれ、東日本大震災の被災地支援活動のためということで、欠席届が提出をされております。教育課長代理には、教育委員会の坂本企画総務室長を認めておりますので、報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 発議第 1 号 介護保険制度の見直しに関する意見書（案）（委員長報告）

議長（矢内作夫君） まず日程第 1、発議第 1 号、介護保険制度の見直しに関する意見書（案）を議題といたします。

発議第 1 号につきましては、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、岡本義次君。

〔厚生常任委員長 岡本義次君 登壇〕

厚生常任委員長（岡本義次君） おはようございます。それでは、厚生常任委員会報告をいたします。

平成 23 年 3 月 3 日、9 時 24 分から 10 時 26 分まで。出席者。岡本、岡本、新田、敏森、石黒、鍋島議員と矢内議長です。

それから、説明のため出席した者、町長、副町長、住民課長。

発議提案者、平岡議員。

事務局。局長、局長補佐。

発議 1 号、介護保険制度の見直しに関する意見書（案）。

補足説明としまして平岡議員から、最初の 3 点以外にも利用料の 1 割から 2 割に増していくこと。現在ケアプラン作成は、無料を有料化にしていくという、年収が 320 万円以上の人の利用料を 2 割に倍増していく、こういった内容も審議会でも答申で出ています。年寄りが家で生活できるように支えていくという、制度の内容、利用料の保険料とか利用料金の減免制度を国として作っていくことや高齢者の負担を抑える、家族の介護の負担の軽減、介護支援の賃金の改善を行う。国の持ち出しを多くして利用者の負担を減らしていくことが必要との追加説明がありました。

質問としまして、非常にいいことだが財源はどうするのか。答弁。国として消費税でなく、無駄を省いて財源を生み出していく方向で、大金持ち優遇制度、法人実行税率 5 パーセント引き下げとか、元の累進課税に戻すだけで何兆円の財源が出てくる。

質問としまして、町の介護会計はどうなのか。答弁。佐用町は、他地域と比べ安かったが、受給者が増え、地域密着デイサービス、そういう民間施設も増えてくる。今年には既に 1,800 万円の借入れをする予定だったが足りない。22 年度 2,700 万円になるかと思う。23 年度も安定化基金から借入れをする。当然借りたものは、次の 3 年間で償還しなければいけない。

質問としまして、次々と金を借りて自転車操業みたいなやり方になってしまう。要介護が随分伸び、借金ばかり増え具合が悪い気がする。答弁。借りた以上3年間の中で償還しなければいけない。保険料だけでなく公費も入っており、いろんな形で割合があり、介護制度が作っており、今年、今年度分を含める分と償還する分と次の3年間を考えて、借金をせずにやっていこうとすれば、1,000円ぐらい、いや、1,000円以上上げないとやっていけない。

質問として、介護保険の負担割合はどうか。答弁。公費負担は国が20パーセント、調整交付金が3.6パーセント程度、基本より多くきている。このままなら、保険料を上げなければ、賄えない仕組みになっているが、国の公費負担が従来もっと負担していたから、それを議会としても国に要望する。それが議員としての責任ではないか。町民に対し議員もちゃんと要望していますと言える。それが意見書の内容だと思います。

質問としまして、保険料をドンと1,000円を上げざる、そういう意見はどう思いますかということで、答弁として、実態として保険料を上げざるを得ないことであるが、住民の生活を守る立場から、保険料とか利用料の国の減免制度を作っていくことが必要だと思う。

質問としまして、高福祉高負担の言葉のように相応の受益者負担が求められている。この文書をすっきりと、国庫負担という、求める意見書の方がいいのではないかという質問に対して、答弁として、国の社会保障審議会介護保険部会の意見書内容で、と書いている。利用者にとって負担も増え、サービスも今までできていたものができなくなる。それらを網羅した全体の形で保険制度の見直しの意見書となっている。

質問、この文書では分かりにくい。答弁。趣旨が国の負担を増すこと、内容が明確であれば委員会に付託されていますので、一言一句このままでいけないというものではありません。

質問。消費税を確保して社会保障を充実しようというような意見書の方が現実的でないのか。答弁。国にも1千兆円近い借金があるが税制は税制で議論し、介護保険の福祉の問題で困っている窮状は窮状として、国にきちんと意見を上げていくことが大事である。

質問。負担が増えている。国が多く出すという事は税金であり、税金は誰が出すのか、いいとこだけ言うのは、恥ずかしいことであり、フェアではないのか。答弁。実際、国の割合30パーセントあったのが25パーセントと削減してきた。元々出していった削ったものを出せと言っている。

質問。共産党として消費税を上げることについては、消費税を上げて、目的税として社会保障に使う要望をしていく。そういう態度を見せることも大事だと思うがどうか。答弁。消費税を上げて大企業の減税に回っている国の実態である。国の負担割合を末端のもの負担する料金をサービスを削るとか、料金を引き上げるかの二者選択のやり方でなく、国の負担を従前の負担方向にもっていくということである。

質問。ストレートに国庫負担率を上げたらどうか。地方議会は地域みんなの声を国政に届けるというのが意見書であって欲しい。もっとすっきり分かりやすい文面の方がいいと思うがどうか。答弁。分かりやすいという提案があり、修正案を出すのであれば、議論すべきである。

そこで、修正する案と元のこのままでいいという原案と、どうするかということで、採決を採りました。

賛成多数で、修正案を出して、再度、厚生常任委員会を開くことになりました。

3月17日、5時23分から5時30分まで、その修正案の2回目の委員会を開きまして、役場3階、委員会室控室。

出席者。岡本、岡本、敏森、石黒、鍋島議員と矢内議長。欠席者、新田議員。通院のためということで。事務局、局長、局長補佐、係長。第41回定例会付託案件審査について、

発議第1号、介護保険制度の見直しに関する意見書（案）について修正案を読み上げる。皆様のお手元に配布しております左の分が原案でありまして、右が修正案ということで、今、皆さんのお手元に配布しておりますので、その分については、ここでお読みしませんが、下線部分が修正ということでございます。

そして、意見として、年金暮らしの負担を何とかしないということで、国の負担をお願いする。議会として当然あげる必要があると思う。原案は、政府見直しを厳しく指摘しているが、修正案はあえてやわらかくしてある。国庫負担を増やしてくれという意図がきちりと出ているので、この内容で良くなった。答弁としまして、問題を整理して説明させてもらった高福祉、高負担という道は避けて通れない気持ちで書いたということでございます。

そして、修正案に対し、質疑を終了し、討論に入りましたが討論なく、挙手全員で賛成で、修正案は可決されました。

委員会として、委員会報告は、以上のとおりでございます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、厚生常任委員長の審査報告は終わりました。発議第1号について、委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、質疑を終結をいたします。これから討論を行います。まず、原案に賛成の方、討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） 次に、原案及び修正案に反対の方。ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） 次に修正案に賛成の方。これ、討論ですのでね。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） それでは、討論はありませんね。これで、本案についての討論を終結します。

これより発議第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、修正であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、多数です。よって委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただ今、修正議決した部分を除く原案について、挙手によって採決します。

修正部分を除く、その他の部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 2 . 議案第 8 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 3 . 議案第 10 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 4 . 議案第 11 号 佐用町災害復興基金条例の制定について（委員長報告）

日程第 5 . 議案第 12 号 佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 6 . 議案第 13 号 佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 7 . 議案第 48 号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2 ないし日程第 7 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 8 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 10 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

議案第 11 号、佐用町災害復興基金条例の制定について。

議案第 12 号、佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例について。

議案第 13 号、佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例について。

議案第 48 号、佐用町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 8 号、10 号、11 号、12 号、13 号、48 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員長（井上洋文君） おはようございます。それでは、報告いたします。

平成 23 年 3 月第 41 回議会、総務常任委員会付託案件審査報告をいたします。

総務常任委員会を、去る 3 月 2 日、水、午前 9 時 27 分開会、午後 3 時 10 分閉会まで、役場 3 階、委員会兼控室で行いました。

出席者は、井上、高木、平岡、大下、松尾、矢内の計 6 人の委員で、当局から説明のためには、町長、副町長、復興担当理事、総務課長、企画防災課長、上月支所長、三日月支所長で、請願紹介議員は、請願第 1 号、新田俊一議員。請願第 2 号は、山本幹雄議員。請願第 2 号参考人、兵庫県高等学校教職員組合西播支部書記長、藤本慎司氏、佐用高校教諭。事務局より局長、局長補佐でした。

第 41 回定例会付託案件審査については、議案第 8 号、佐用町職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例について。

議案第 10 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

議案第 11 号、佐用町災害復興基金条例の制定について。

議案第 12 号、佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例について。

議案第 13 号、佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例について。

議案第 48 号、佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について。

請願第 1 号、「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する請願書。

請願第 2 号、兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願の 8 件でありました。

順次付託案件、審査の結果と大まかなものについての経過をご報告いたします。

議案第 8 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に当局より追加説明があり、一般職の給与についても、現業職、非常勤の職員については、条例に、きちりと規定しているが、非常勤の職員について、特殊な勤務で、第 7 条では読み取れない勤務がある。そういったものを今回、別の規定で挙げさせていただいた。また、スクールアシスタント、適応指導員の時間給を県の同種の報酬を勧案させていただき、200 円アップさせていただいて 1,500 円という形で改正させていただいた。等説明がありました。

質疑に入り、外出支援の運転者については、職場によって運転員の差はとありました。答弁として、外出支援の運転手さん等については非常勤の項で定めている。今回挙げておるのは、勤務時間とか、勤務形態、それから職務内容、そういうものが特殊な勤務、そういうものを別途定めた。日額等の設定の中で、個々に単価を定めていた経緯がある。そういうことも反省する中で、条例化することで、全体の中で、きちっと規定していく等、答弁のあったところでありました。

討論はなく、議案第 8 号は、賛成挙手、全員。原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に当局より追加説明があり、加入促進を図りたいということで、条例では 6 万円になっていたが、幹線から ONU までの引き込み工事を 5 万円ということで実施してきております。今後も、できるだけ促進を図りたいという考えで、今回、実情に合わせた形で条例を改正したいということで提案させていただいたと説明がありました。

質疑に入り、加入率が、旧佐用町地内は、相当低いですが、劇的に加入促進するには、とありました。答弁に入り、地デジ対応だけであれば、佐用地域の中心部については可能になってくるのではないかとと思われるが、町内の情報等を共有してもらうためには、今後、推進する必要がある。町としても広報等で加入の促進をやっていくが、地域ぐるみでも、同じ状況にしていかないと、いろんな災害の時の対応のために必要なんだということも、地域づくり協議会等、活動の取り組みをしていただいている中で、1 つの伝達手段として位置づけ、加入促進をお願いしていくしかない等、答弁のあったところでありました。

討論はなく、採決に入り、議案第 10 号は、賛成挙手、全員。原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、佐用町災害復興基金条例の制定について、ご報告いたします。

最初に、当局より追加説明があり、復旧事業は、大部分、補助、起債とかで対応しているが、今後、財源的に、裏づけのない小規模なものでも対応できるように、財源措置をしていきたい。その財源については、河川改修等で売却する町有地、町有財産、義援金、交付金等、説明がありました。

質疑に入り、活用、運用については、どういう場合、基金を充てるのかとありました。答弁として、予算段階で具体的なものは、出させていただくと答弁のあったところであり
ます。

討論はなく、採決に入り、議案第 11 号は、賛成挙手、全員。原案のとおり可決されま
した。

議案第 12 号 佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例について、ご報告い
たします。

最初に、当局より追加説明があり、今回の改正については、幕山地区センターの利用方
法の変更等により、使用料あるいは利用目的の方法を変更、改正するものである。地域づ
くり協議会の事務所として使っていた部屋を会議室にし、倉庫と茶室を協議会の事務所に。
その関係で、会議室を新たに料金設定をした。それと、トイレのバリアフリー化と、多目
的便所の新設ということで、全体的に、改修を行う。それと、創作館。機械を撤去し、倉
庫として利用するので、その部分の料金の部分を削除した等、説明がありました。

質疑に入り、利用は、地域の方がとありました。答弁として、幕山地域の方が大半で、
地域づくり協議会を中心に、子ども会、文化グループの活動等に使用している等、答弁が
あったところであります。

討論はなく、採決に入り、議案第 12 号は、賛成挙手、全員。原案のとおり可決されま
した。

議案第 13 号、佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例について、ご報告
いたします。

最初に、当局より追加説明があり、設置目的の部分の表現で、現行の、婦人会、老人ク
ラブを女性団体、高齢者団体に、今の現状に合わせたという趣旨だけで変更している等、
説明がありました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、討論もなく、採決に入り、議案第 13 号は、賛成挙
手、全員。原案のとおり可決されました。

議案第 48 号、佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に、当局より追加説明があり、町の実情に応じたような形で、それぞれ、県なり、
あるいは、関係する団体の中から、多少人数が多くなっても選べたり、また、人数を少な
くしたりという、柔軟な防災会議の運営ができればということで、それぞれの区分の何人
以内というのを、改正し、防災会議全体の中での 40 人以内ということで、定めさせてい
ただいたらということで、提案をしましたと説明がありました。

質疑に入り、海洋気象台員等、専門的な方等の見通しはとありました。答弁に入り、今
後、これらの方から入っていただく要請をしながら、承諾を得た中で任命という形になっ
ていく、と答弁があったところであります。

討論はなく、採決に入り、議案第 48 号は、賛成挙手、全員。原案のとおり可決されま
した。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労さんでした。

はい、以上で、総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 8 号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて
行いますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第 8 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、以上で、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより、議案第 8 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 8 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 10 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで、質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 10 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 11 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結をいたします。
これより議案第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 11 号、佐用町災害復興基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 12 号について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結します。
これより議案第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 12 号、佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 13 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 13 号、佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 48 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、以上で、質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 48 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 48 号、佐用町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 15 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、議案第 15 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
議案第 15 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。
厚生常任委員長、岡本義次君。

〔厚生常任委員長 岡本義次君 登壇〕

厚生常任委員長（岡本義次君） それでは、厚生常任委員会報告をいたします。
3月17日、5時23分から5時30分まで、役場3階委員会室兼控室。
出席者、岡本、岡本、敏森、石黒、鍋島議員、矢内議長。
説明の為出席した者、町長、副町長、住民課長。事務局、局長、局長補佐。
議案第 15 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について審査を行いました。
追加説明として、現状の0歳から6歳に対しての医療費の無料化を、小学校卒業まで拡大するというところでございますということ。
現物給付した場合、予算をどのくらい増額しているか。県とどれぐらいの差があるのかという質問に対し、佐用町の場合は800円を限度額に、県は790円、10円違ってきます。1年生から6年生まで無料化した場合、700万程度予算増になるのではないかとこの予測ですという答弁がありました。
県は10月から実施ということでございますが、町は7月からということで、4月から、何でできなかったのかという質問に対し、受給証の更新が7月からで、それに合わせてや

っているということで、7月からやらせて欲しいという答弁がありました。

そして、質疑はなく、討論もなく、議案第15号は、原案のとおり、厚生常任委員会では、全員賛成で可決いたしました。

以上です。

あの、日にちの、すいません。訂正いたします。

最初、3月17日と申しましたが、3月3日の木曜日。出席者は、議員全員でございます。以上です。すいません。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第15号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第15号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第15号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第16号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第9、議案第16号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第16号については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、山田弘治君。

〔産業建設常任委員長 山田弘治君 登壇〕

産業建設常任委員長（山田弘治君） それでは、第41回開会日に付託を受けました、議案第16号の審査経過並びに審査結果についての報告をいたします。

3月4日金曜日、役場3階におきまして、午前9時28分に委員会を開会し、同10時11分に付託案件についての審査を終了しております。11時20分、委員会を閉会をいたしま

した。

出席者は、委員全員。そして議長であります。

当局からは、町長、副町長、商工観光課長であります。事務局からは、事務局長、局長補佐であります。

議長、町長のあいさつを受け、直ちに委員会を開会し、付託案件の議案第 16 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

まず、当局から追加説明を求め、終了後、直ちに質疑に入りました。

まず、委員からは、25 戸の取り壊し後の計画は。それから、条例上、別表中に 49 年、50 年の建築が記載されているのか等の質疑が出されました。それに対しまして、商工観光課長からは、取り壊し後の計画については、現在のところ計画を持っていない。それから、条例上、別表中の 49 年、50 年の建築が記載されるとの答弁がありました。

その後、質疑を打ち切り、まず、討論に入りましたが、討論はなく、本案に対する討論を終結し、採決の結果、挙手全員で、賛成で、議案第 16 号は、原案のとおり可決をされました。

なお、詳細につきましては、議会事務局に資料を置いておりますので、ご覧をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 16 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 16 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 10． 議案第 32 号 平成 23 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）

日程第 11． 議案第 33 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）

日程第 12． 議案第 34 号 平成 23 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）

- 日程第 13. 議案第 35 号 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
(委員長報告)
- 日程第 14. 議案第 36 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 15. 議案第 37 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 16. 議案第 38 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 17. 議案第 39 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 18. 議案第 40 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 19. 議案第 41 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 20. 議案第 42 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 21. 議案第 43 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 22. 議案第 44 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 23. 議案第 45 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 24. 議案第 46 号 平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 25. 議案第 47 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について(委員長報告)

議長(矢内作夫君) 続いて日程第 10 ないし日程第 25 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
議案第 32 号、平成 23 年度佐用町一般会計予算案の提出について。
議案第 33 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について。
議案第 34 号、平成 23 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について。
議案第 35 号、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。
議案第 36 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。
議案第 37 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。
議案第 38 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。
議案第 39 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。
議案第 40 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。
議案第 41 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。
議案第 42 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。

議案第 43 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。
議案第 44 号、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。
議案第 45 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。
議案第 46 号、平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。
議案第 47 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを議題といたします。

議案第 32 号ないし議案第 47 号については、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。委員長、鍋島裕文君。

〔予算特別委員長 鍋島裕文君 登壇〕

予算特別委員長（鍋島裕文君） 失礼します。

平成 23 年度予算特別委員会に付託されました議案第 32 号から議案第 47 号までの 16 案件について、3 月 7 日及び 8 日に審査を行いました。その結果並びに概要について、報告させていただきます。

予算特別委員会は、1 日目は、3 月 7 日午前 9 時から午後 4 時 53 分まで開き、欠席者は、岡本安夫委員、大久保議会事務局長で、黒田天文台公園長が午後 1 時 28 分から早退。石黒永剛委員が 8 分の遅刻でした。

2 日目は、3 月 8 日午前 8 時 58 分から午後 5 時 27 分まで開き、欠席者は井上洋文委員、大久保議会事務局長、黒田天文台公園長で、石堂 基委員、新田俊一委員が、午後 1 時 14 分から早退しました。

まず、議案第 32 号、平成 23 年度一般会計予算案の審査について報告します。

歳入の部では、町税において滞納繰越分についての実態や収納目標についての質問が行われ、現年分見込み率は 1.5 パーセントを見込み、収納見込み率は、30 パーセントを基本にしている説明がされました。

また、個人町民税の対前年比の減額や法人割の増額、コンビニ納税についての質問では、個人町民税は、災害減免による減額が大きいこと。法人割増額は、昨年、設立法人が 12 件あることや、災害関連企業等の影響があること。コンビニ納税は、現時点では、考えていないとの説明がありました。

また、今回から予算書の様式が変わっているとの質問が行われ、電算システムの変更によるとの説明がされました。

地方交付税においては、特別地方交付税の制度見直し等について問われ、地財計画どおり 6 パーセントから 5 パーセントへの変更した予算としているとの説明がありました。

分担金、負担金においては、民生費負担金の学童保育個人負担金についての質問が行われ、当初定員 60 名での予算化であったが、申し込みは 46 名であり、年度途中の補正もありうるとの説明がありました。

使用料、手数料においては、土木使用料の残土処分場使用料、500 万円の根拠についての質問があり、買収費の 5 パーセントとの説明がありました。

県支出金では、子宮頸がんワクチン等接種補助事業の内容について質問があり、対象が、中 1 から高 1 までの 4 学年で、3 回接種の制度があることや、今後、保護者への啓発も進めるとの答弁がありました。

財産収入においては、財産運用収入の対前年比で減額の説明を求める質問があり、地域福祉基金の国債運用の利子の積算ミスがあり、実際は、予算額より 143 万円増であることや、定期利率の大幅減が理由であるとの説明がありました。

歳出の部では、総務費において、まち・むら両立プロジェクト協議会の内容と今年度の

方針、地域づくり協議会の補助金格差についての質問があり、まち・むら両立プロジェクトは、今年度、旧上月、南光、三日月を対象として計画することや、実績評価は、町に提出させ県に上げるなどの説明があり、地域づくり協議会の格差では、合併後の時点では、地域差があったのは事実で、5年経た現在、予算の面でも同じようなレベルにするのが、当然だが、そうっていないのは、いろんな事情があることと、組織の一元化がされていないことであり、組織的な調整が必要との答弁がありました。また、臨時職員賃金の増額についての質問があり、主な理由として、非常勤化に伴う賃金単価のアップとの説明がありました。

民生費においては、学童保育の事業内容と学校ごとの学童保育を求める質問があり、現在の申込者46人についての内容説明がありました。

衛生費においては、乳がん、子宮がん検診でのクーポン券配布状況についての質問があり、乳がんは644人配布。子宮がんは、472人配布との説明がありました。また、ごみ集積所設置補助金では、にしはりま環境事務組合との関係を問う質問がありました。

農林水産業費においては、有害鳥獣駆除について、実効ある対策を求める質問があり、行政と猟友会だけでなく、住民の協力を得て、地域ぐるみの取り組みをしないと実効あるものにならないとの説明がありました。また、シカの食肉活用については、加工での衛生上の問題、処理価格問題など、難題が多いとの答弁がありました。

商工費においては、暮らし応援券実施事業補助金についての内容と、過去の応援券事業の教訓が活かされているかの質問があり、今回は、プレミア率10パーセントの2万セットを販売し、過去問題となった、1人何冊にするかは、協議するとの答弁がありました。また、後継者育成補助金など、要綱、規則などが整備をされていない支出は問題ではないかとの質問があり、今後、根拠を明確にするとの答弁がありました。

土木費においては、道路新設改良での工事費増額についての質問があり、21年、22年度と災害により事業ができなかったため、今年度予算を増額し、須安線ほか18路線を予算化したとの説明がありました。

消防費においては、デジタル移行調査設計委託料について、デジタル化によるメリット、デメリット、また、緊急時での集落緊急放送ができるようにとの質問があり、デジタル化事業は、24、25年度の2カ年事業として考えていることや、音声が非常に明瞭になるなどのメリット説明が行われ、できるだけ地域の方々の利用しやすい形態を検討するとの答弁がありました。

教育費においては、通学対策費のスクールバス運行委託料の減額理由についての質問があり、ホープと町内業者1社から見積りを取る見積り入札を実施したとの説明がありました。また、給食センター運営費での学校給食地場産農産物利用拡大事業や学校図書購入による学校図書の積極的な活用を求める質問がありました。

公債費においては、本年度予算中の基準財政需要額算入額と繰り上げ償還額の内訳を求める質問がありました。

以上、一般会計に関する質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第33号、国民健康保険特別会計予算案についての審査報告をいたします。

歳入では、滞納問題での資格証、短期証発行についての質問がされ、納税相談の中で、分納や徴収猶予等の措置を行い、資格証発行にいかないよう丁寧に対応しているとの説明がありました。

歳出では、特定健診の受診率の向上を求める質問や、国保システム開発委託料、前年比で大幅減額の説明を求める質疑が、質問がありました。

質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第 34 号、老人保健特別会計予算案につきましては、歳出で、医療費の現物給付金 60 万円の説明を求める質問があり、制度終了後も過誤請求分等、今後も引き続き予算化が必要との説明がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、挙手全員で、原案どおり可決しました。

議案第 35 号、後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入で、保険料の重税感についてと、制度改革をどのように考えるかとの質問があり、重税感については、ルールどおりの徴収であり、理解をお願いしたい。また、制度改革については、制度を変えてくれとの高齢者の声を聞いていないし、この制度を維持しながら、問題点を改善していくのが良いと考えているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第 36 号、平成 23 年度介護保険特別会計予算案については、歳入では、財政安定化基金貸付金の内容と、一般会計からの繰り入れ問題についての質問があり、介護給付費が年々 6 から 7 パーセントも伸びており、制度としての借り入れを行ったとの説明がありました。

歳出では、在宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費の対前年比での増額について。また、介護認定調査員の採用基準や、介護職員処遇改善交付金についての質問がありました。

質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第 37 号、平成 23 年度朝霧園特別会計予算案については、歳出で、臨時職員賃金の増額理由について問われ、人員増ではなく、身分変更によるものとの説明がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、挙手全員で原案のとおり可決しました。

議案第 38 号、平成 23 年度簡易水道事業特別会計予算案については、質疑、討論はなく、挙手全員で原案のとおり可決しました。

議案第 39 号、平成 23 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案については、歳入で事業分担金と施設使用料の滞納繰越分についての質問がありました。

質疑を終了し、討論はなく、挙手全員で、原案のとおり可決しました。

議案第 40 号、平成 23 年度生活排水処理事業特別会計予算案については、歳入で、施設使用料の滞納繰越分についての質問がありました。

質疑を終了し、討論はなく、挙手全員で原案のとおり可決しました。

議案第 41 号、平成 23 年度西はりま天文台公園特別会計予算案については、歳出で、臨時職員の賃金と時間外についての質問がありました。

質疑を終了し、討論はなく、挙手全員で原案どおり可決しました。

議案第 42 号、平成 23 年度笹ヶ丘荘特別会計予算案については、歳入で、事業収入の減額理由と一般会計の繰入金増額についての質問がありました。

質疑を終了し、討論はなく、挙手全員で、原案のとおり可決しました。

議案第 43 号、平成 23 年度歯科保健特別会計予算案については、歳入で、診療報酬の対前年比での減額理由と一般会計繰入金 800 万円についての質問があり、診療報酬については、利用者数の減があり、最盛期に比べ 20 パーセント以上減っているとの答弁がありました。

ただ、この答弁については、委員会終了後、野村健康福祉課長から訂正とお詫びについてとして、予算委員長に、次のような文書が提出されましたので、報告いたしておきます。佐用町歯科保健特別会計予算審議において、西岡議員よりご質問の、歯科治療における今年の、今年の利用者は、過去と比較して、どのような状況かとのご質問に対して、私、野村は、ここ最近における一番利用者の多かった年度と比較して、約 20 パーセントほど落ち込んでいますと回答しました。この回答は、間違いであることが、委員会閉会后判明し

ました。間違った報告をした原因は、1枚にまとめていました、今年度を含めた過去数年の利用者推移の表中、今年度のみ4月から12月の9カ月間の利用者合計を、過去数年の12カ月分と単純に比較したことにより生じた誤りです。実際は、診療報酬収入は、昨年度よりも増収予定でして、利用者も、ここ数年と比較しても一番多いものと想定いたしております。ここに深くお詫びし、訂正させていただきます。以上であります。

歳出では、予防活動の充実を求める質問がありました。

質疑を終了し、討論はなく、挙手全員で、原案のとおり可決しました。

議案第44号、平成23年度宅地造成事業特別会計予算案については、質疑、討論はなく、挙手全員で、原案のとおり可決しました。

議案第45号、平成23年度農業共済事業特別会計予算案については、質疑、討論はなく、挙手全員で原案どおり可決しました。

議案第46号、平成23年度石井財産区特別会計予算案については、質疑、討論はなく、挙手全員で原案のとおり可決しました。

議案第47号、平成23年度水道事業会計予算案については、河川改修工事での、河床掘削工事による取水井戸への影響に対する質問がありました。

質疑を終了し、討論はなく、挙手全員で原案のとおり可決しました。

16会計の審議の概要を報告させていただきました。委員会会議録の全文並びに詳細については、議会事務局で閲覧をお願いします。

以上、本特別委員会に付託を受けました予算審議の報告とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労様でした。

はい、以上で、予算特別委員会委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会での、議案に対する質疑は終結をしております。

それでは、議案第32号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず議案第32号、一般会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まず、討論の前に、この度の東日本大震災によって被災された方々に、お見舞いを申し上げますと共に、亡くなられた方々と、そのご家族に哀悼の気持ちを申し上げます。

では、議案第32号、平成23年度佐用町一般会計予算案の反対討論をいたします。

法人町民税の税収が前年度当初予算に比べ、約3,000万円の増は一部業者にとどまる中、個人町民税約3,500万円の減収に見られるように、町民の経済状況は、まだまだ低調であります。このような中、町道改良地元負担金の廃止や、文化活動などに使用する公共施設使用料の減免と、保育料の軽減が求められています。

また、財政調整基金から3億円の仕組債を購入しているが、3月現在、9,000万円もの含み損を出しています。この責任を明確にし、解決を図るべきであります。

交通弱者の増加が見込まれるなか、さよさよサービスの毎日運行や福祉タクシーの利用回数券制限撤廃など、利用者負担の軽減と利便性の向上に取り組むべきです。また、公務員法に照らして、保育士の正職員化を進め、保育の継続性と職員の職業意識の向上を図る

べきであります。

学校給食は、地元産食材の使用を拡大し、給食費は無料にして、保護者負担の軽減が求められています。

学校・園統廃合は、正確で公正な情報を開示し住民合意を基本とするべきです。

子どもの医療費助成で、小学校卒業までの無料化は評価できますが、更に拡充し中学校卒業まで無料とすべきです。この拡充による費用は、本年度予算、前年度比 650 万円の増の見込みからしても可能な額であります。これについて、たつの市では、23 年度、中学校まで、卒業まで、医療費の完全無料化の予算を計上しています。また、相生市では、給食費の無料化の予算を組んでいます。

町内商工業者の支援として、全国で実効性があると取り組まれている住宅リフォーム助成制度の導入も求められています。

農林業振興のためには、専門的職員の育成とともに、町主導の体制づくりが必要であります。

以上、町民の負担軽減、福祉の充実、町産業の振興に不十分な予算であることを指摘して反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、次に、賛成討論の方ありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、15 番、西岡君。

15 番（西岡 正君） 失礼します。15 番、西岡です。

平成 23 年度佐用町一般会計に賛成する立場より討論をいたします。

本案の審査は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置して、去る 3 月 7 日と 8 日両日にかけて十分に審議をしましてまいりました。先ほど鍋島審査特別委員長より質疑・討論・採決の結果、賛成多数で可決されたという報告がございました。本会計は、130 億 3,000 万円、昨年と比べると若干の減額であるということではありますが、昨年同様、大きな予算規模であることと思います。大きな予算組みをできるということは、財政、極めて安定していると、このように私は、評価をいたしております。

去る、3 月 11 日の神戸新聞に、平成 23 年度の西播 5 市 6 町の一般会計総額の住民 1 人当たりの額が載っておりました。それを述べますと、市では宍粟市が一番多く、住民 1 人当たり 53 万円。姫路市が 41 万 4,000 円。赤穂市が 40 万 5,000 円。たつの市が 39 万円。相生市が 37 万 4,000 円となっております。町では、わが町、佐用町が最も多く 65 万 3,000 円。神河町が 57 万 9,000 円。上郡町が 39 万 6,000 円。福崎町が 38 万 5,000 円。市川町が 36 万 6,000 円で、太子町では、26 万 8,000 円であります。太子町と比較しますと、倍よりも多いと。このようになるわけであります。

事業の内容についてはですね、全員で審議をいたしておりますので控えます。

いずれにいたしましても、大型予算を組み、住民の要望に沿った予算であることを、高く、私は、評価をいたします。執行におきましては、スムーズな執行をしていただきますことをお願い申し上げ、賛成討論といたします。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、他に、討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 32 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 32 号、平成 23 年度佐用町一般会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 33 号、国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） はい、笹田鈴香でございます。

私は、議案第 33 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案に反対の討論をいたします。

全国的に見ても、経済的な理由から医療機関での受診が遅れ死亡したという事例がありますが、佐用町でも高すぎる国民健康保険税の負担が重く、滞納などによって資格証明書を交付された人は、窓口で医療費全額をいったん払わなければなりません。また、短期証があっても窓口負担が高くて病院へ行けないといった人もあります。そこで、この間、共産党町議団は、国保税自体の減額を求めて、一世帯当たり 1 万円の引き下げを町長に強く要求してきましたが、措置されていません。また、病院の窓口負担の軽減を国保法第 44 条に基づき要求し、国も特別調整交付金で措置する方針を出しているにもかかわらず、本予算案では具体化されていません。また、短期証、資格証の発行は即刻止めるべきです。

町民の健康を守る町ぐるみ健診は、特定健診に変わり今年で 4 回目になりますが、受診率は伸びていません。町ぐるみ健診の時のように、健康項目を町独自でも増やして、合併前まであった健康委員なども復活し、申込用紙も 3 月に 1 回発行するだけでなく、各地域の実施前にも発行し、もっと啓蒙、啓発に努めるべきです。早期発見、早期治療は、医療費の軽減と国保会計にとっても大きな減額になります。

以上で、反対討論を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、次に賛成討論。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、12 番、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） それでは、議案第 33 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、自営業者や農業者及び会社などの保険に加入されていない方を対象として必要な医療給付を行う制度として、医療費を保険者と被保険者が一定割合で負担し、疾病時の被保険者の経済負担を軽減し、住民の健康増進に貢献されています。

しかし、最近では、急速な人口の高齢化や医療の高度化によって医療費増や、昨今の経済状況の悪化、少子高齢化の進展等に加えて、平成 20 年度から始まった後期高齢者医療

費制度や特定健診、保健指導など医療費制度の改革により不安定な社会情勢の中で、ここ数年、国民健康保険事業を取り巻く状況は、大変厳しいものに変化しております。

そのような中、本町では、平成 23 年度国民健康保険特別会計の予算総額は 22 億 7,155 万、前年比 6.5 パーセントの増加。歳出では、保険給付費が 7.6 パーセント。後期高齢者支援金が 3.5 パーセントの増加となっております。

今後、4 年目を迎える特定健診等の保険事業を一層充実させ健康づくりを進める中で、医療費の削減を図り、保険税の負担増加を抑制につながる取り組みを一層お願いすると共に、国保制度の趣旨、公平性を確保することからも、納税相談、納税勧奨を通して保険税の収納率の向上を、より一層進めていただくようお願いし、議案第 33 号に賛成討論いたします。

議長（矢内作夫君） はい、他に討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 33 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 33 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 34 号、老人保健特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 34 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 34 号、平成 23 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 35 号、後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 議案第 35 号、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の反対討論を行います。

高齢者医療制度改革会議報告によると、新しい高齢者医療制度は、70歳から74歳の窓口負担を13年度以降に、70歳になる人から順次2割に引き上げ、75歳以上の低所得者に対する保険料軽減措置を縮小する。現役世代の拠出金額は加入者の給与水準に応じた総報酬割に変更すると示しています。これは、75歳以上の高齢者を別勘定にするという現在の後期高齢者医療制度の看板の架け替えにすぎない上、国の財政負担を更に減らすものとなっています。

2月19日に開かれた兵庫県後期高齢者医療広域連合議会で、日本共産党養父市議の藤原議員は、高齢者の強い怒りを真摯に受け止め、今こそ広域連合として国に意見を上げるべきと主張しています。こういう態度と違い、広域連合議会でも国の政策を無批判に受け入れる町長の姿勢を批判して反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） 次は、賛成討論、ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、12番、岡本君。

12番（岡本安夫君） 12番、岡本です。

議案第35号、平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算に賛成討論いたします。

平成20年度から始まった後期高齢者医療制度ですが、当初は制度の周知や保険料の負担等について、全国的に混乱がありましたが、制度開始から約3年を経過し、保険料の軽減措置が継続されたこともあり、かなり落ち着いております。

現在、政府でも新しい高齢者の保険制度の構築が検討されているところですが、時間を掛けて新制度を策定して移行するという声も多く、国会提出の目途も立っていない状況です。このような中、制度開始後4年目を迎える平成23年度に当たっても、保険料率も据え置かれ、保険料の軽減措置等も継続されています。よって、議案第35号に賛成の討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、他に討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第35号を、採決します。この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第35号、平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第36号、介護保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） はい、笹田です。

議案第 36 号、平成 23 年度介護保険特別会計予算案について、反対の討論をいたします。

本予算案の最大の問題は、財政安定化基金から 2,740 万円の起債で、当初の予算が編成されている点です。これは、次期計画において保険料の引き上げやむなしを既成事実化する予算案とも言えるものです。年金生活の高齢者の実態を直視するなら、保険料を引き上げる方向でなく、一般会計から繰り入れで予算編成されることを指摘し、反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、次に、賛成討論ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3 番、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） はい、3 番、岡本です。

議案第 36 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計予算案の賛成討論をいたします。

平成 23 年度の予算におきましても、国が 4 億 8,000 万、県が 2 億 7,400 万、町の一般会計からも 3 億 3,900 万と、それ相応の負担がしてあり、この制度がなくなれば、介護サービスの、各それぞれのサービスを受けられておる方が、たちまち困ってしまうわけでございます。消費税を上げて福祉にまわしたらということにも、消費税を上げるということにも反対し、その不足分はどうするのでしょうか。やはり受益者負担の相応を求めるものであり、高福祉、高負担は当然であります。よって、賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに、討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） 賛成でもええ。

議長（矢内作夫君） はい、結構です。反対がなかったら賛成。はい、結構です。

12 番（岡本安夫君） それでは、平成 23 年度介護保険特別会計に賛成討論いたします。

平成 23 年 1 月末時点で、65 歳以上の第 1 号被保険者が約 6,300 人余りの内、実に 17 パーセントの 1,000 人以上の方が施設入所、あるいは在宅で、何らかの介護保険サービスを利用されているところであります。その介護給付費は、平成 20 年度で約 16 億、21 年度で 17 億、22 年度では 17 億 8,000 万、23 年度において当初段階で 18 億円以上が計上されており、被保険者 1 人当たりの保険給付費は、28 万 5,700 円となっており、この 3 年間で、約 12 パーセント伸びております。

65 歳以上の高齢化率が、兵庫県平均を約 10 パーセント上回る 32 パーセントの佐用町の状況下では、当然のこととして、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦が増え、それらの家庭における見守り、あるいは、介護力の低下が危惧されています。高齢化社会が抱える、寝たきりや認知症に対する介護サービス、元気な高齢者や支援が必要な高齢者に対する生きがい対策や介護予防事業の実施など、将来の展望を見据えた適切な施策の展開を、従前

以上に町に要望するところであります。

第4期においても、県下でも非常に低い介護保険料を設置され、高齢者の方々からも評価をされているところですが、先ほどの予算審議、補正予算審議に明らかになったように、財政安定基金貸付金充当の措置をすることになり、今までの健全運営が危惧されているところでもあります。

23年度に策定される第5期介護保険事業計画の議論においては、非常に厳しいご意見が、各関係者から寄せられると思いますが、団塊の世代を見据えた、しっかりした佐用町の介護事業計画の樹立をお願いするところであります。

本予算は、在宅介護サービスを中心に、地域で支え合う地域福祉力を維持しつつ、介護施設の特色も有機的に取り組む、安心できる介護サービス体制が継続される予算内容と判断して、賛成といたします。

議長（矢内作夫君） はい、他にありませんか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第36号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第36号、平成23年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第37号、朝霧園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第37号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第37号、平成23年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第38号、簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第38号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決する

ことに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 38 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 39 号、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 39 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 39 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 40 号、生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 40 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 40 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 41 号、西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 41 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 41 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 42 号、笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 42 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 42 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 43 号、歯科保健特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 43 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 43 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 44 号、宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 44 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 44 号、平成 23 年度佐用町宅

地造成事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 45 号、農業共済事業特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 45 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 45 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 46 号、石井財産区特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第 46 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 46 号、平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 47 号、水道事業会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 47 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 47 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
ここで、暫時休憩をいたします。再開を、11 時 10 分ということをお願いします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

日程第 26. 請願第 1 号 「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する
請願書（委員長報告）

日程第 27. 請願第 2 号 兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大
しないことを求める意見書」の提出を求める請願（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 26 と 27 を一括議題といたします。これにご異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

請願第 1 号、「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する請願書。

請願第 2 号、兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しない
ことを求める意見書」の提出を求める請願を一括議題といたします。

請願第 1 号と第 2 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常
任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員（井上洋文君） それでは、請願第 1 号、「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正
を求める意見書」に関する請願書についてご報告いたします。

最初に、紹介議員の新田俊一氏より説明があり、強制的な、脅迫的な取調べをしておる
ということで、そういった現状は、裁判官の方にも伝わっていないということで、冤罪と
いうものができている。12 月の段階で、29 の市町が全会一致で採択しています。是非、
ご賛同いただきたい等と説明がありました。

質疑に入り、よその国では、弁護士会が立会いをしておるが、日本はそれができていな
いが、弁護士会として立会いを求めていっているのか等ありました。答弁として、可視化
を進めながら、弁護士立会いも進めておると答弁があったところであります。

討論はなく、採決に入り、請願第 1 号は、賛成挙手、全員。原案のとおり採択されまし
た。

請願第 2 号、兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しない
ことを求める意見書」の提出を求める請願についてご報告いたします。

紹介者、山本幹雄議員出席と、兵庫県高等学校教職員組合西播支部書記長、佐用高校教
諭の藤本慎司氏に参考人として出席を求めました。

質疑に入り、今の学校区と一緒にするという姫路・福崎との線引きは。学区が広くなっ
た場合、佐用高校として逃げる学生は。佐用高校が生き残るには、学校自身がどう考えて
いるか。先生が、佐用高校に対して、愛着を持って、どこまで指導していくか。そういう
姿が見えないが、もっと中学校の先生に、佐用高校を PR するべき等ありました。答弁と
して、たつの市と太子町が、一応の線になっている。諮問委員会が見解として出している

もので、最終報告書になっていない。佐用町内からたつの市にも行っているが、姫路西校にチャレンジしたい子が出てくる。今、たつのから、たくさん来ているが、その生徒が、皆、姫路に行ってしまうと、佐用高校の生徒がいなくなってしまう。生徒は、もの凄く伸ばしているという自負はある。山崎高校との比較では、国公立大学では、去年は2人、一昨年は、3人、4人は上回っている。内容的に見ても、大阪大学、神戸大学、ここ数年は岡山大学に5、6人という年もあった。来てもらったら育てるという自信はある。そのために、日々、研鑽をしていると答弁のあったところでございます。

討論はなく、採決に入り、請願第2号は、賛成挙手、全員。原案のとおり採択されました。

以上、付託案件についての報告といたします。

議長（矢内作夫君） 以上で、総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは請願第1号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず請願第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。はい、ないようですので、次に、賛成討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより請願第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、全員です。よって請願第1号、「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する請願書は、委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

続いて請願第2号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、委員長報告についての質疑は終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論ありますか。はい、次に賛成討論。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより請願第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって請願第2号、兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第28．請願第3号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付すること（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第28、請願第3号、「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付することを議題とします。

請願第3号は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、山田弘治君。

〔産業建設常任委員長 山田弘治君 登壇〕

産業建設常任委員長（山田弘治君） それでは、第41回定例開会日に付託を受けました請願第3号、「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付することについての経過並びに審査結果を報告いたします。

日時、場所、出席者につきましては、16号議案の結果報告のとおりであります。商工観光課長につきましては、10時11分に退席をしております。

まず、紹介議員からの追加説明を求めました。説明を受けた後、直ちに審査に入り、まず委員から、この請願は、税の公平性に欠けるといえることはないのか。紹介議員、そういうこともあります。

委員、実態に即した形での必要経費を認めていくべきとの認識をしているが、その認識でいいのか。紹介議員、そのとおりです、との答弁がありました。

その後においても、各委員から質疑が出されました。それに対して、紹介議員からは、請願の趣旨を理解を得るための説明がされました。

その後、質疑を打ち切り、討論に入りましたが、討論はなく、本案についての討論を終結し、請願3号を採決をした結果、挙手多数で、請願3号は採択することに決定をいたしました。

なお、詳細につきましては、議会事務局に資料を置いておりますので、ご覧をいただきたいと思います。以上で、委員会報告といたします。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは請願第3号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、15番、西岡君。

15番（西岡 正君） 委員会に属しておりますので、できれば委員会の決定に添いたいと思うんですが、思っていたんですが、今回は、反対させていただきたい。

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書について、反対の立場で討論をいたします。

まず、私は、先ほども委員長の報告がありましたが、税の公平性には問題ないかと、こういう質問をいたしました。これを簡単に考えますとですね、この中の、事業主の所得の控除からですね、配偶者は86万円、家族は50万円控除されるということでありますけれども、これが、例えば、もっともっと多額の額になりますと、いわゆる事業主の所得そのものが、減ってしまうのではないかと。そうすると、町の税にも影響してくる。

例えばですね、国民健康保険なんかは、所得に応じてしてしますので、町の税にも影響してくる。私は、このように思います。

で、一番はですね、その中でも、若干、話があったと思うんですが、青色申告にすることにすれば、経費として、ちゃんと申告ができますので、問題ないではないかということもありましたけれども、中には、そのいう、そういう表現ではなかったけれども、1回、1回帳面に、きちっとつけていくのは、大変だというような表現もあったかに思います。そういう状況の中でありますけれども、私は、青色申告にすれば、何ら、この問題は生じない。そして、税も公平にできると。まあ、このように思いましたから、反対をさせていただきました。

この文面の中にですね、青色と白色の差をつける制度自体が矛盾していると。これは、僕も、そのように思います。だったら、この意見書は、それを趣旨とした意見書を出すべきではないかと、私は、そのように思いましたので、反対いたしました。以上でございます。

議長（矢内作夫君） 次に賛成討論の方。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） はい、笹田です。

私は、請願第3号、「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付することについて、賛成の討論をいたします。

現行の所得税は、事業主と家族の働き分、自家労賃と言いますが、これを基本的に認めていません。中小業者の差別的な低単価や、また、貧弱な社会保障の元凶となっています。

居住者と生計を一にする配偶者と親族への対価の支払いは、必要経費に算入しないと規

定した所得税法 56 条は、家族従業者の人権と労働を否定し、時代遅れの、この制度は廃止すべきです。

青色申告をすれば良いという人もありますが、青色申告は会計事務所であるようなハイレベルな記帳能力を持っていなければできません。例えば、帳簿に間違いがあった場合なども、過去 5 年に遡って自家労賃などを差し引いた分に課税されるので、多大な税額になります。零細企業のほとんどは、事務員を雇ったり、また、税理士に依頼できるほど利益を上げているわけではありません。また、目の不自由な方、そして手の不自由な人などは、したくてもできないわけです。

以上の理由で、賛成の討論とします。

議長（矢内作夫君） 他に、まず、反対討論ありますか。賛成討論。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより請願第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、少数です。よって請願第 3 号、「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付することは、不採択になりましたので、決定しました。

-
- 日程第 29． 議案第 49 号 道の駅宿場町ひらぶくの指定管理者の指定について
日程第 30． 議案第 50 号 みどりの健康舎 ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について
日程第 31． 議案第 51 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第 32． 議案第 52 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
日程第 33． 議案第 53 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
日程第 34． 議案第 54 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
日程第 35． 議案第 55 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
日程第 36． 議案第 56 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について
日程第 37． 議案第 57 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について
日程第 38． 議案第 58 号 味わいの里三日月の指定管理者の指定について
日程第 39． 議案第 59 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について
日程第 40． 議案第 60 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第 41． 議案第 61 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
日程第 42． 議案第 62 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 29 ないし日程第 42 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 49 号ないし議案第 62 号は、3 月 10 日に、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑・討論・採決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは、まず、議案第 49 号、道の駅宿場町ひらぶくの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結をいたします。

これより議案第 49 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 49 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 49 号、道の駅宿場町ひらぶくの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 50 号、みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結します。

これより議案第 50 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 50 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 50 号、みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 51 号、久崎老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結します。
これより議案第 51 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 51 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 51 号、久崎老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 52 号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結します。
これより議案第 52 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 52 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 52 号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 53 号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結します。
これより議案第 53 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 53 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 53 号、田和棚田交流施設の
指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 54 号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定についてを議題
といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本件についての討論を終結をいた
します。
これより議案第 54 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 54 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 54 号、西新宿花しょうぶ園
交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 55 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についてを議題とい
たします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 土づくりセンターについては、同額ほどの補助金を今年度も予算化
されているわけなんですけれども、まあ、JA 側に言わせますと、機械なんかが、こう古
くなった時に、赤字を出してまでは、やりたくないというような、指定管理されても、受
けられないようなことを言う職員もいるんですけれども、そのへん、今後、機械の更新な
どの時には、どのように、指定管理者として、行われるのか、お答えをお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 通常のですね、機械の管理についてはですね、売り上げの中からですね、修繕費として支払ってます。それで、大きな物についてはですね、昨年も実施させていただきましたけれども、経済対策交付金とかですね、そういうのがですね、運用できれば、そういうので対応させていただく。実際に、土づくりセンターのですね、施設の、平成4年に建てておりますから、機械の傷んだもの、まあ、そういうのを交付金等で活用させていただきました。

また、そういう状況になればですね、そういう補助金等があるか、そういうメニューを探してですね、やっていきたいというふうに思ってます。

ただ、今、メンテもさしておりますので、そういう長寿命化を、機械をですね、長寿命化させるようなメンテナンスもやっておりますので、できるだけ効率良くですね、機械は使用していきたいというふうに思っています。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、あの、結局、言いたいのは、そのために、肥料がね、高くなる。堆肥が高くなるとかというような、農家の人にとって、農家だけではありませんけれども、自家消費される人もあるんですけれども、まあ、そういった人のためになるように、協力もしながらやっていただきたいと思うんですが、そのへん、堆肥の、いろんな肥料が値上がりしてますから、そのへんは、上がらないように、値上げをしないように依頼をしていたいただきたいんですが、是非、そのへんは、どうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 販売価格についてはですね、当然、どれだけのコストがかかっているかということですね、計算しながらやっていきたいというふうに思います。

ただ、バラで売っているものについてはですね、条例でも決めておりますので、条例で議会の承認がなければですね、値上げすることはできませんので、それは、ご存知のとおりです。

で、小袋についてもですね、条例で決めておりますので、ただ、小袋についてはですね、やっぱり一般の市場価格との競争をしなければですね、高くすれば、売れるものでもない。あまり安すぎるとですね、また、赤字が増大するということがありますが、そのへんは、状況を見ながらですね、適切な判断はしていきたいというふうには思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたし

ます。

これより議案第 55 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 55 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 55 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 56 号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 56 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 56 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 56 号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 57 号、南光ひまわり館の指定管理者の指定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 57 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 57 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 57 号、南光ひまわり館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 58 号、味わいの里三日月の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 58 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 58 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 58 号、味わいの里三日月の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 59 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結をいたします。

これより議案第 59 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 59 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 59 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 60 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結いたします。
これより議案第 60 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 60 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 60 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 61 号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結します。
これより議案第 61 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 61 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 61 号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 62 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで討論を終結します。
これより議案第 62 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 62 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 62 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 43 . 議案第 64 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 43 に入ります。日程第 43 は、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしており、ご熟読のことと思えますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは議案第 64 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 64 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

町国民健康保険条例の一部改正については、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間、暫定的に引き上げられていた出産一時金の支給額の平成 23 年 4 月からの恒久化、及び、法改正による条項を整理するものでございますが、3 月 22 日の閣議で、政令の改正が行われ、本日 25 日に公布、4 月 1 日から実施されます。これに伴い関係条例を整備するものでございます。

それでは、改正の概要についてご説明を申し上げます。

第 5 条の改正は、出産育児一時金の額を、35 万円から 39 万円に改めるもので、産科医療補償制度加入の医療機関での出産の場合は、これに 3 万円を加算して、42 万円支給をいたします。平成 23 年度では 15 件を見込んでおります。

附則第 5 項は、出産育児一時金の経過措置に関する規定であり、第 5 条の改正に伴い、これを、削除をいたします。

附則第 6 項は、高額療養費特別支給金は、平成 20 年 4 月から 12 月までに 75 歳になられた方で、一定額を超えて医療費の支払いをされた方に特別支給金として返金をされた制度でございますが、経過措置終了により条文を削除するものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。
議案第 64 号につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあまず、出産一時金は、来月以降も存続ということと、後、高額療養費の関係は、後期高齢者の関係は、もう終わってますので、これ当然、削除されると思います。

1 点、質問したいのは、台風 9 号災害の関係ですが、これは、昨年 3 月で、予算委員会の中で審議した中で、もう 3 月で期限終わりですと。締切ということになりました。それで、伺いたいのは、あえてここで残すという問題ですね。これ、残すということは、2009 年 8 月 9 日以降、それから 2010 年 3 月までの間に、医療にかかった、り災証明、半壊以上の方は、その間の治療であれば、そういう免除手続きしてない人はね、今からでも受け付ける。そのために残す。このように解釈していいのかどうか。この点をお願いいたします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） まあ、今回の条例改正につきまして、7 項の、平成 21 年度の災害、9 号災害に係る文言を、5、6 項目がなくなり、5 項にまあ、挙げるわけですがけれども、これにつきましては、平成 21 年の台風 9 号災害の時に、特例措置といたしまして、まあ、あの、全壊、半壊、大規模半壊等の特例措置を設けまして、まあ、減額してきたわけでございます。今、議員言われましたように、昨年 3 月に、一応、その制度は終わったわけですがけれども、この中に、その、減免の要綱の中に、要件といたしまして、その災害によって死亡されたり、障害者になられた方、また、その災害によって、事業が廃止された方、それから失業によって、大きくこう収入が減少した方が、まだ、今後、その、今の 1 年、この 1 年間はなかったわけですがけれども、まあないと想定しながら、この文言を、このまま置いたということでございます。

議長（矢内作夫君） 分かりましたか。よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7 番、井上君。

7 番（井上洋文君） ちょっと、しょうもないこと聞くんですけども、これあの、出産一時金は、今、どないなっとんですか。償還払になっておるんですかね。直接払になっとんですか。どなんんですかね。

それと、これ 39 万円の、これ、前借りいうんですか、できるのは、やっぱり 6 掛けぐらいで、これできるんでしたかね。

その 2 点、ちょっとお聞きしたい。

議長（矢内作夫君） 住民課長。はい。

住民課長（谷口行雄君） 1 点目の 39 万円については、現物給付がやられてます。ちょっと待ってくださいよ。すみません。

7 番（井上洋文君） その医療機関へ一度払っておいてね、後で、行政の方からもらえるんか、それとも、行政の方から直に、直接払いになっておるんか、今、どないなっておるんですか。

住民課長（谷口行雄君） 現物給付で、医療機関に直接払っているように思ってます。はい。

〔井上君「現物給付といったら、現物を（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ちょっと暫時休憩にしようか。

住民課長（谷口行雄君） すみません。ちょっと、休憩お願いします。

議長（矢内作夫君） すみません。ちょっと休憩します。

午前 11 時 44 分 休憩

午前 11 時 48 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き会議を続行します。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 住民課長。

住民課長（谷口行雄君） どうもすみませんでした。ご迷惑かけました。

先ほどの井上議員の質問でございますけども、妊婦さんの方が入院されて、直接、病院で保険証を見せられて、その時に、その医療費の直接払いという申し込みをされますと、そこで、医療機関から国保連合会に請求が行きまして、それで、国保連合会から佐用町の方に、また、請求が来て、それによって佐用町が国保連合会の方に、その医療費を支払うという形になっております。

7 番（井上洋文君） ほな、2 番の質問は、よろしいわ、もう。直接払いでしたら。

議長（矢内作夫君） はい、他に質疑ありますか。それでは、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次、賛成討論の方。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 64 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第 64 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 64 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで昼食のためということで、暫時休憩をいたします。再開を 1 時というところでお願いします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 00 時 59 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行をいたします。

ここで、新田俊一君、山本幹雄君から、お手元に配布しましたとおり意見書（案）が文書で提出をされております。1 件ずつ審議をいたします。

まず、お諮りをいたします。取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書（案）を、日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることは可決をされました。

追加日程第 1 . 発議第 2 号 取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書（案）

議長（矢内作夫君） それでは追加日程第 1、発議第 2 号、取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書（案）を議題といたします。

この際、お諮りします。本件は請願第 1 号の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

これより発議第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。発議第 2 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第2号、取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 続いて、お諮りします。県立高等学校普通科・総合学科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書（案）を、日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第2として議題とすることは可決されました。

追加日程第2．発議第3号 県立高等学校普通科・総合学科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書（案）

議長（矢内作夫君） それでは、追加日程第2、発議第3号、県立高等学校普通科・総合学科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書（案）を議題といたします。

この際、お諮りをいたします。本件は請願第2号の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。これより、発議第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。発議第3号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第3号、県立高等学校普通科・総合学科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後01時02分 休憩

午後01時03分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き会議を続行します。

日程第44．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第44、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（矢内作夫君） ここで、総務課長より発言の申し出が出ております。許可しておりますので、総務課長、どうぞ。

〔総務課長 挙手〕

総務課長（坪内頼男君） 失礼します。

平成 22 年の 11 月の 29 日の開会の、第 38 回佐用町議会臨時会において、ご審議いただきました、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例提案。それにつきまして、ご質疑の中で、私の答弁で、事実と異なる発言がありましたので、発言の訂正をさせていただきたいと思っております。

西岡 正議員から、技能労務職の給料表について、規則を条例化したのは法律に抵触するのではないかというご質問に対する、私の答弁の中で、市、神戸市とか姫路市とか明石市とか、そういう所は、全て条例化されておりますという発言をいたしました。神戸市と明石市は条例化されておりました。訂正し、お詫びいたします。申し訳ありませんでした。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、それでよろしいね。

はい、次、天文台公園長からも訂正の発言が出ております。はいどうぞ。天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 3月 10 日の本会議におきまして、私の答弁が、少し誤っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

平岡議員からのご質問だったんですけれども、22 年度の特別会計補正予算の中の委託料、天文台公園の委託料でございますが、支障樹木伐採業務委託料、これシルバー人材センターに委託をいたしましたというご答弁をしたんですけれども、シルバーセンターからも勿論、お話をございましたけれども、少し経験が必要な作業でございましたので、大きな樹木だったものですから、実際は、森林組合に委託をいたしましたので、間違いを訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、2 点の訂正がありました。

以上で、本日の、

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 私も、本会議発言の訂正とお詫びをさせていただきます。

先般の私の一般質問の中で、片手落ちという発言をいたしました。この発言は、非常に

誤解を招く不適切な発言でありました。その点で、お詫びと、この削除訂正をよろしくお願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい。以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、第 41 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 3 月の 1 日、開会以来、本日まで 25 日間にわたり、町災害復興基金条例制定等、当面の諸議案、また、23 年度予算案等審議をいただきました。議員各位のご精励によりまして、ただ今、閉会を宣言できましたことに感謝を申し上げます。

今回、提出されました案件は、一般、特別、企業会計合わせて 214 億円。また、22 年度補正予算をはじめ発議 4 件、諮問 1 件、同意 1 件、条例改正を含む議案 64 件と多数に上りました。諸案件につきまして、終始熱心な審議により、それぞれ適切妥当な結論をいただきました。ご精励に対し、深く敬意を表しますと共に、心より深く感謝を申し上げます。特に、予算委員会におきましては、鍋島委員長、新田副委員長には、特に、お世話になりました。ありがとうございました。

また、町長はじめ町当局各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただきました。そのご労苦に対しましても深く敬意を表しますと共に、本会議あるいは予算委員会等々におきまして、議員各位より述べられました意見、要望等につきまして、特に考慮を払われ、次年度の行政執行に十分こう、反映させていただきますよう強く要望するところであります。

また、3 月 11 日には、東北地方太平洋沖地震という国家的災害が起きました。一昨年被災した佐用町として、また、全国からお世話になりました佐用町として、できる限りの支援を、町当局のリーダーシップをもって実行していただくことを願うところであります。議会といたしましても、できる限りの協力をさせていただきたいというふうに思っております。

心は誰にも見えないけれど、心づかいは見える。思いは見えないけど、思いやりは誰にでも見える。その気持ちを形に、今、このようなフレーズが、1 日にこう、何十回となくテレビから流れております。本当に、そのとおりであろうというふうに思います。今こそ、全国民が、こんな気持ちを形にすることができれば、必ず日本は、立ち直れると。そんなことを感じているところであります。ご協力をよろしくお願いをいたします。

また、今年度で退職をされます職員の方々に、一言お礼を申し上げます。皆様方には、長きにわたり町職員として、また、町の発展のために、町民福祉のためご尽力をいただきました。本当にありがとうございました。平成 17 年には、合併という一大事業もご尽力いただきました。今年度をもって一町民となられるわけですが、今後とも、町発展のためにご協力いただきますようお願いを申し上げます。

まあ、最後になりましたが、議員各位におかれましては、今後、何かとご多用のことと存じますが、この上ともご自愛をくださいませ、町政の積極的推進にご尽力を賜りますことをお願いを申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

あの、発議、4 件と、私、言いましたが、3 件の間違いでした。訂正をいたしておきま

す。

それでは、町長、お願いします。

町長（庵逄典章君） 失礼します。

それでは、第 41 回の佐用町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

本議会にも、23 年度の予算をはじめですね、多くの議案を提出させていただきました。それぞれ、非常にまあ、慎重審議をいただき、また、多くのまた、審議の中で、ご指摘、また、ご意見を賜りましたけれども、全て原案どおりご承認、可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、23 年度、年度改まって、新年度始まりますけれども、ご審議いただいた、この可決いただきました予算をもって、積極的に、また、慎重に、また、いただきましたご意見、また、ご指摘については、十分考慮しながら、町民の皆さんの安全と安心、また、福祉の向上のためにですね、誠心誠意努力をして参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この会期中にですね、本当に、国の国難とも言うべき、日本の国が傾いてしまうんではないかというような状況の大惨事が発生をいたしました。佐用町としてもできる限りの、この被災地への支援に努力をして参りたいというふうに思っておりますけれども、佐用町といたしましても、一昨年、大水害を、災害が発生をし、まだ 1 年 8 カ月でございます。復興の途上にあるわけです。佐用町の復興については、やはり、今後の佐用町の将来のために、1 日も早い復興と、町民の皆さんの生活の安定を図るべく最大限の努力をしながら、新たな、この国難とも言うべき災害に対しても、被災地の、災害を受けた町としても、その心を持って、全力を挙げて支援をして参りたいと思っております。

そういう非常に厳しい状況が、今度、日本の国においても、更に厳しくなってくるのではないかというふうに危惧しております。

今後の国の財政、非常にまあ、日本の経済もですね、この大惨事によって、非常にまあ、見通しが暗いものになってきているのではないかと思います。国が、そういう状況であれば、当然、地方にも大きな影響が出てくるだろうということは、覚悟しなければならないというふうに思うところです。そういう中であって、町の、町民の皆さん、そして、この佐用町の将来に対して、しっかりと、また、町の復興に向けて取り組んでいくためにはですね、今まで以上に、職員一同、全員がですね、気持ちを新たに、気を引き締めてですね、努力をして参らなければならないというふうに、改めて思っておりますので、議員、皆さん方におかれましてはですね、いろいろとまた、ご指導をいただき、佐用町の発展のために、どうぞ、ご協力を、よろしくお願いしたいと思います。

非常に、まだまだ、今年は寒い、この春先でございます。健康に十分気をつけていただきまして、ますますご精励いただき、ご活躍をいただきますように、お祈り申し上げまして、一言、閉会に当たりましてのごあいさつにさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。

午後 0 1 時 1 4 分 閉会